

2021年(令和3年)1月1日

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター

## 「住居確保給付金」を申請する皆様、受給中の皆様へ(町村部)

### ～重要なご案内～

「生活困窮者自立支援法施行規則」が改正され、住居確保給付金について、2021年(令和3年)1月から主に以下の3点が変更されます。

1. 支給期間
2. 求職活動要件
3. 資産要件

#### 1. 支給期間の延長

特例により、2020年度(令和2年度)中に新規申請をした方については、延長を3回まで、支給期間は最長で12か月間まで可能となります。

この場合、原則として、再延長期間の最終月の末日までに3回目の延長申請書を沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンターを通じて自治体(福祉事務所)に提出する必要があります。

#### 2. 求職活動要件

受給月数によって異なります。

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンターの相談支援を受け、〈支援プラン〉を作成する必要があります。

詳細は下の表をごらんください。

| 受給月数                                  | あなたの状態 | 必要とされる求職活動要件        |                   |                          |               |
|---------------------------------------|--------|---------------------|-------------------|--------------------------|---------------|
|                                       |        | センターとの相談<br>(月1回以上) | ①企業応募等<br>(週1回以上) | ②ハローワーク<br>相談<br>(月2回以上) | ③④⑤<br>その他の活動 |
| 1か月目<br>～<br>9か月目<br>(初回・延長・再<br>延長中) | 離職・廃業  | 必須                  | 必須                | 必須                       | ※支援プラン<br>に従う |
|                                       | 休業等    | 必須                  | 任意                | 任意                       | ③④⑤<br>いずれか必須 |
| 10か月目<br>以降<br>(再々延長中)                | 全員     | 必須                  | 必須                | 必須                       | ※支援プラン<br>に従う |

①常用就職※を目的として、企業に応募した(パート・アルバイト等可)

※期限の定めのない、または6か月以上の雇用契約による就職

②ハローワークでの職業相談

③生計維持のため、パート・アルバイト・副業等

④〈支援プラン〉にもとづく就労準備や家計改善に関する支援

⑤〈支援プラン〉に沿った求職活動

### 3. 資産要件

受給が10ヶ月目以降(再々延長中)の場合、資産要件が基準額に3を乗じた額(50万円を超える場合は50万円)以下となります。

★その他、詳細はお住まいの町村部を担当する各センターへお問い合わせください。

沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター（町村部にお住まいの方が対象）

北部:0980-43-0240

中部:098-923-0881

南部:098-851-7105

南部支所:098-917-5407